

# 事務所だより

## 非正規労働者の格差問題

### 最高裁判決が集中！

先月、正規と非正規の待遇格差に関する最高裁判決が相次いで出されて注目を集めました。なかでも社会的な影響が大きい事項について見ていきます。

#### 1. 賞与 (大阪医科大学事件)

正職員に通年で4・6カ月分支払われる賞与が、アルバイト職員には支給されないことは是非が争われた事件です。裁判所は賞与の目的、職務の内容等、正職員への登用制度の存在を検討したうえでアルバイト職員への不支給措置も不合理とまではいえませんでした。



#### ◆ポイント

①賞与の目的  
正職員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着をはかるなどの位置づけであった。

#### ②職務の内容

アルバイト職員の業務は相当に軽易であるのに対し、正職員の職務内容にはこれとは一定の相違があった。

#### ③変更の範囲

正職員には人事異動が命ぜられる可能性があるのに対して、アルバイト職員には原則無しである。

#### ④登用制度

アルバイト職員にも契約職員や正職員に段階的に登用される制度があった。

#### 2. 退職金 (メトロコマース事件)

地下鉄構内で、同じく売店業務に従事する正社員と契約社員との間で退職金の有無に相違があることは是非が争われた事件です。裁判所は退職金の性質や目的、職務の内容等、正社員への登用制度の存在を検討したうえで、契約社員に退職金が無いことも不合理とまではいえませんでした。



#### ◆ポイント

①退職金の目的  
正社員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るなどの目的である。

#### ②職務の内容

正社員は欠勤者の穴埋めに入りたりエリアマネージャー業務もこなすのに対し、契約社員はエリアマネージャー業務をすることは無い。

#### ③変更の範囲

正社員には配置転換等を命ぜられる可能性があるのに対し、契約社員には配置転換等を命ぜられることはなかった。

#### ④登用制度

開かれた試験による登用制度があった。

#### 3. 扶養手当 (日本郵便大阪事件)

扶養親族を有する正社員に支給される扶養手当が、契約社員には支給されないことは是非が争われた事件です。裁判所は、扶養手当の性質を、正社員の長期継続勤務を期待し、生活設計等を容易にさせることを通じて、その継続的な雇用を確保する目的であると認定しました。

その上で契約社員についても、扶養親族があり、かつ、相応に継続的な勤務が見込まれるのであれば、そうした契約社員に扶養手当を支給しないことは不合理であるとしました。



#### ★御社はどうですか？

- ◆正社員と非正規労働者の間に職務内容や人材活用の方法（人事異動等）にきちんと区別をつけていますか？
- ◆期間雇用者について、更新を繰り返して実質的に長期雇用を前提としている事態になっていませんか？
- ◆正社員への登用制度を設けるなど工夫をしていますか？

### 雑感

※新しい事務所引越してきて、早一年が経ちました。明るく、風通しの良い6階の事務所です。  
以前より広くなったおかげで、落ち着いてご相談や打ち合わせが出来ますので、是非ご来訪頂きたいと思っております。

※4月に開設致しました堺の事務所にも晴れて看板が設置されました。

北野駅前から、徒歩すぐの場所にあり、ます。堺事務所長は、精力的に駆け回っており不在のことも御座いませが、電話等でご連絡のうえ、シンボルの青い看板を目印に足をお運び頂ければ幸いです。（木下）

